

19	生活文化局	多発する悪質商法の撲滅
事業概要	<p>多発・深刻化する消費者被害を防止するため、不適正取引行為を行う事業者に対して厳正かつ迅速な処分及び行政指導を実施し、都民の消費者被害の拡大防止に取り組んでいる。</p>	
これまでの経過	<ul style="list-style-type: none"> ○ 悪質事業者の取締り体制等の強化 不適正な取引行為の疑いがある事業者に注意指導を実施するほか、不適正内容が改善されない場合は直ちに処分とする旨の警告指導を実施している。 また、警視庁OB職員を配置する等、警察捜査ノウハウも活用し、不適正行為を繰り返す等の悪質事業者に対する厳正な行政処分を行っている。 ○ 被害が拡大している取引類型の迅速な察知及び調査の実施 被害が拡大しているなど緊急に対処すべき特定の分野業態に対して、集中的に複数の事業者を対象に調査を実施し、事業者指導・行政処分等を行っている。 ○ 国、他府県との連携による広域的な指導、処分の実施 消費者庁や経済産業省関東経済産業局と連携し、緊密な情報交換を実施している。 また、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県及び静岡県の実都県では、広域的に事業展開する悪質事業者に対応するため、「五都県悪質事業者対策会議」を設置し、情報交換や同時行政処分、合同指導を実施している。 このほか、他府県とも合同立入調査の上、同時行政処分を実施している。 ○ 行政処分に協力した消費者に対する「支援プログラム」 行政処分の根拠となる不適正取引に関する証言等を行った消費者に対し、事業者等が訴訟等を起こすなどした場合に、「支援プログラム」（平成21年4月開始）により、協力者である消費者を支援する仕組みを設けている。 ○ 「悪質事業者通報サイト」の活用 いち早く悪質事業者の手口等の情報を入手するため、ホームページ「東京くらしWEB」上に「悪質事業者通報サイト」を設置（平成25年5月開設）し、一般都民から寄せられた通報（情報）を基に、悪質事業者の取締りや、都民の被害防止に向けた注意喚起を実施している。 ○ 悪質事業者の情報の収集体制の強化 情報管理班（平成30年4月設置）が、寄せられた事業者情報等を整理・法令の適用可能性を分析し、事業者調査の着手に迅速につなげるなど体制を強化 また、「悪質事業者通報サイト」のリニューアルを平成30年9月に行い、新たに不当表示についての通報受付を開始するとともに、従来の「悪質事業者」と「架空請求」の通報窓口とも一元化するなど都民が通報しやすい環境を整備 令和2年度通報件数：「悪質事業者」824「誇大広告」170「架空請求」596 	

現在の進行状況	<p>令和3年度の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 処分及び指導等 <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の処分等は、令和3年9月末現在、業務停止命令等1事業者、業務禁止命令1名である。 また、注意指導等を実施している。 ※ 処分事業者等の主な内容 <ul style="list-style-type: none"> 〈特定商取引法に基づく処分〉 通信販売事業者（化粧品の定期購入契約） 		
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き消費者庁、道府県等関係機関と協力しながら悪質事業者の取締りを積極的に実施していく。 		
問い合わせ先	生活文化局 消費生活部 取引指導課	電話	03-5388-3073